



2026年5月22日

各 位

会社名： サツドラホールディングス株式会社  
代表者名： 代表取締役社長 CEO 富山 浩 樹  
(コード:3544 東証スタンダード・札証)  
問合せ先： 取締役 CFO 小 西 憲 明  
(TEL. 011-788-5166)

## 内部調査委員会の設置に関するお知らせ

当社は、当社子会社において法令に基づく継続的研修にかかる不適切運用が確認された事案の発生を重く受け止め、本日、独立した外部有識者や当社の独立社外取締役を含む委員で構成する内部調査委員会を設置し、徹底した調査を行うことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 内部調査委員会設置の経緯

当社子会社である株式会社サッポロドラッグストアが運営する「サツドラ北8条店」及び「サツドラニセコひらふ店」において、店舗販売業者に義務付けられている継続的研修（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第147条の11の3に基づく研修。以下「継続的研修」といいます。）の受講にあたり、受講すべき本人に代わり別の従業員が研修動画の視聴および修了テストの回答を行っていた不適切な運用が確認されました（対象者：北8条店18名・ニセコひらふ店3名、計21名、対象期間：2023年度～2025年度）。

本件は、2026年4月7日に札幌市保健所より通報に基づく事実確認の依頼を受けたことを契機に社内調査を実施し、事実であることを確認いたしました。当社は5月8日、北海道庁及び札幌市保健所に改善報告書を提出し、5月11日に外部への公表を行いました。

その後、取締役会は、本件が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）上の義務履行に関わる法令遵守上の問題であるとともに、研修時間の確保不足・管理体制の不備・職場環境上の問題等、構造的な要因が関与している可能性があるかと判断いたしました。これを踏まえ、外部の視点を取り入れた独立性・中立性の高い体制のもとで、より広範かつ徹底した調査を実施することが必要と判断いたしました。

#### 2. 内部調査委員会の目的

- (1) 今回不適切な運用が確認された2店舗以外を含む、サツドラ全店舗における同種事案の有無の再調査
- (2) 本件の発生要因（研修時間の確保不足、管理体制の不備、職場環境上の問題等）の網羅的な解明
- (3) 関係する法令・規制への適合状況の確認および行政当局への適切な対応の検討
- (4) 再発防止策および管理体制の抜本的な改善に向けた提言

### 3. 内部調査委員会の構成

本委員会の独立性と中立性を確保するため、以下の委員で構成いたします。

- 委員長： 桶谷 治 (弁護士(桶谷法律事務所))
- 委員： 成田 眞弘 (当社独立社外取締役(監査等委員))
- 委員： 吉井 一浩 (当社社外取締役(監査等委員・弁護士))
- 委員： 小崎 幸一 (株式会社サッポロドラッグストアー監査役)

委員長である桶谷氏と当社との間には特別な利害関係はございません。

### 4. 今後の見通し及び業績に対する影響について

調査結果については、調査報告書を受領次第、速やかに開示いたします。現時点において、本件が当社の連結業績に与える影響は軽微と見込んでおりますが、今後開示すべき事項が生じた場合には、適時適切に開示いたします。

以 上